

三井住友銀行の振込・振替サービス(パソコンバンク・FB 専用端末機)利用規定 (2022年4月改定)

1. 振込・振替サービス

(1) 振込・振替サービスの内容

「三井住友銀行の振込・振替サービス」(以下「振込・振替サービス」という。)とは、三井住友銀行のパソコンバンク(または FB 専用端末機)サービス契約者(同サービスをあわせて申し込んだ契約者を含む。)が、契約者の占有・管理する端末(以下「端末」という。)を用いた依頼に基づき、「三井住友銀行の振込・振替サービス(パソコンバンク・FB 専用端末機)申込書」(以下「申込書」という。)にて届け出たご出金口座(以下「支払指定口座」という。)よりご指定金額を引き落としのうえ、契約者が指定した当行の国内本支店、または当行の承認する金融機関の国内本支店の預金口座(以下「入金指定口座」という。)宛に、振込または振替を行うサービスをいうものとします。

(2) 使用できる端末

端末は、当行専用端末機ならびにパソコンおよび他銀行の専用端末機、「三井住友銀行のファームバンキングサービス申込書兼手数料引落依頼書」にて届け出たVALUX接続IDがインストールされた端末等に限り、ます。なお、端末により振込・振替サービスがご利用になれない場合があります。

(3) 依頼方法

契約者は、端末を用いて依頼を行う際には、申込書にて届け出た電話番号の契約者の端末ならびに、「三井住友銀行のファームバンキングサービス申込書兼手数料引落依頼書」にて届け出たVALUX接続IDをインストールした端末等にて当行所定の当行事務センター宛依頼内容を送信してください。

(4) サービス取扱時間

振込・振替サービスの取扱時間は当行所定の時間内とします。但し、当行はこの取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

(5) 振込と振替の区別

振込と振替の区別は、次の各号の方法で取扱います。

- ① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義である場合には、「振替」として取扱います。
- ② 支払指定口座と入金指定口座とが異なる当行内の本支店にある場合、もしくは当行以外の金融機関の本支店にある場合、または同一店内でも支払指定口座と入金指定口座が異なる名義である場合は、「振込」として取扱います。

(6) 振込・振替上限金額の設定

1 回あたりの振込・振替金額は申込書にて届け出た金額の範囲内とします。

(7) 出金暗証および確認暗証の取扱い

- ① 申込書においてパソコンからの暗証変更を「要」とした場合、契約者は、本契約締結後直ちに、申

込書にて届け出た出金暗証および確認暗証を、端末を用いて所定の方法で変更してください。また、その後も定例的に、同様の方法で変更してください。この変更手続きによって契約者が当行に通知した出金暗証および確認暗証を、当行に届け出た出金暗証および確認暗証とします。

②但し、契約者が申込書において ANSER - SPC の利用を「有」とし、電話番号(接続用)を記入し、かつ発信者番号チェック可否を「要」とした場合に限り、この出金暗証および確認暗証の変更手続きにおいて、当行が受信した送信者の電話番号と、契約者が申込書において指定した電話番号の一致を確認し、出金暗証および確認暗証の変更を受け付けます(パソコンからの暗証変更の取扱は、端末の種類や接続方法により利用できない場合があります。)。それ以外の場合は前号①の方法で変更してください。

③申込書においてパソコンからの暗証変更を「不要」とした場合、契約者は、申込書に記入した出金暗証および確認暗証を当行に届け出た出金暗証および確認暗証とします。

④出金暗証および確認暗証は、通帳、証書、印鑑、カードに代わる大切なものですから、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないでください。契約者は出金暗証および確認暗証を誕生日や電話番号、連続する数字、同一数字等の他人の想起しやすい番号にすることを避けてください。出金暗証および確認暗証について偽造、変造、盗用または不正使用その他の恐れがある場合には、直ちに新しい出金暗証および確認暗証に変更してください。なお、出金暗証および確認暗証の偽造、変造、盗用または不正使用その他によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(8) 振込・振替依頼の方法

振込・振替の依頼(以下「振込・振替依頼」という。)は以下の方法で行ってください。

①依頼日当日付の振込または振替を依頼する場合は、契約者は事前に当行宛入金指定口座を登録したうえ、受取人番号、振込・振替金額等の所定事項を、当行の指定する当行事務センター宛送信してください。

②依頼日の翌日以降の日付(以下「振込・振替指定日」という。)での振込または振替(以下「振込・振替予約」という。)の依頼方法は以下の通りとします。(但し、振込・振替予約対応の通信ソフトが必要です。)

イ 契約者が事前に当行宛登録した入金指定口座への振込・振替予約を依頼する場合は、振込・振替指定日、受取人番号、振込・振替金額等の所定事項を、当行の指定する当行事務センター宛送信してください。

ロ 契約者が事前に当行宛登録していない入金指定口座への振込・振替予約を依頼する場合は(以下「都度指定方式」という。)は、契約者は振込・振替指定日、振込先金融機関コード、振込先支店番号、受取人口座番号、振込・振替金額等の所定事項を、都度指定方式対応の通信ソフトを用いて、当行の指定する当行事務センター宛送信してください(端末によっては都度指定方式による取扱いができない場合があります。)。なお、振込・振替指定日は、依頼日の翌営業日以降 5 営業日後までの銀行営業日の中から指定することができるものとします。但し、当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。

(9) 振込・振替依頼の確認

- ① 当行が振込・振替依頼を受信した場合 (VALUX 接続 ID をインストールした端末を除く)、当行が認識した支払指定口座番号および通信暗証または振込振替暗証が、申込書にて届け出た支払指定口座番号、および「三井住友銀行のファームバンキングサービス申込書兼手数料引落依頼書」により届け出た通信暗証または申込書の振込振替暗証と一致した場合は、当行は契約者からの依頼とみなし、受信した依頼内容を振込・振替依頼が送信された端末へ返信します。また、「三井住友銀行のファームバンキングサービス申込書兼手数料引落依頼書」にて届け出た VALUX 接続 ID がインストールされた端末から当行が振込・振替依頼を受信した場合、当行が認識した端末の VALUX 接続 ID、支払指定口座番号、受取人番号、通信暗証および出金暗証または振込振替暗証が、申込書の VALUX 接続 ID、支払指定口座番号、受取人番号、通信暗証および出金暗証または振込振替暗証と一致した場合は、当行は契約者からの依頼とみなし、受信した依頼内容を VALUX 接続 ID の契約者の占有・管理する端末へ送信します。
- ② 契約者が、申込書において ANSER - SPC 利用を「有」とし、電話番号(接続用)を記入し、かつ発信者番号チェック可否を「要」とした場合は、当行は前号①に加え、当行が受信した送信者の電話番号と、契約者が申込書において指定した電話番号の一致を確認するものとし、両者が一致しない場合は、前号①にかかわらず、サービスの依頼を受け付けません。(ANSER - SPC の取扱いは、端末の種類や接続方式により利用できない場合があります。)
- ③ 契約者は、返信された依頼内容を確認し、依頼内容を変更または取り消す必要のある場合は、所定の操作により依頼を取り消してください。
- ④ 契約者は、依頼内容が正しい場合は、所定の操作により依頼内容を確認してください。確認の際、事前に当行と取り決めた出金暗証を入力してください。都度指定方式による依頼の場合は、出金暗証に加えて当行に届け出た確認暗証も入力してください。
- ⑤ 前号の確認は、以下の各時限までに当行に到達するように送信してください。確認が以下の各時限までに到達しなかった場合は、依頼は取り消されたものとみなします。但し、当行は契約者に事前に通知することなく各時限を変更することがあります。
 - イ 当行本支店口座へ依頼日当日付での振込または振替を依頼する場合は午後 4 時まで。
 - ロ 当行以外の金融機関の口座へ依頼日当日付での振込を依頼する場合は午後 3 時 10 分まで。
 - ハ 振込・振替予約の依頼の場合は依頼日のサービス取扱時間まで。

(10) 振込・振替依頼の確定

- ① 前項の確認が、必要な時限までに当行に到達し、当行が認識した出金暗証が事前に当行と取り決めた出金暗証と一致し、かつ都度指定方式による依頼においては、当行が認識した確認暗証が当行に届け出た確認暗証と一致した場合は、当行は正当な契約者からの振込・振替サービスによる振込・振替依頼が確定したものとみなし、当行所定の方法で振込または振替の手続きを行います。
- ② 前号の振替依頼の確定後は振替依頼の取消・変更はできません。また、前号の振込依頼の確定

後に振込依頼の取消・変更が必要な場合は、当行は契約者から取扱店に組戻依頼書の提出を受けたうえ、組戻手続きを行うものとし、この場合、当行所定の組戻手数料(消費税を含む。)をいただきます。但し、振込・振替予約の依頼の取消・変更については、振込・振替指定日の前営業日までに行う場合に限り、契約者は端末を用いて所定の方法により行うことができます。

(11) 振込・振替資金および振込手数料の引き落とし

①当行は、契約者が支払うべき振込・振替資金および振込手数料を、普通預金規定(総合口座取引規定を含む。)、貯蓄預金規定、通知預金規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出なしに、支払指定口座より引き落とします。

②前号の引き落としは、依頼日当日付での振込・振替を依頼した場合は、振込・振替依頼が確定した時点でいき、振込・振替予約の依頼の場合は、振込・振替指定日前日の支払指定口座の最終残高を基準として、振込・振替指定日に行います。但し、振込手数料の支払方法につき、申込書で「所定の日一括」を指定している場合の振込手数料の引き落としは申込書にて届け出た振込手数料ご決済口座から当行所定の日一括して行うものとします。なお、振込・振替指定日に支払指定口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が支払指定口座の支払可能金額(当座貸越(総合口座取引による貸越を含む。))を利用できる範囲内を含む。)を超えるときは、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とし、そのいずれにも満たない場合は、振込・振替はいたしません。

(12) 資金の引き落としができない場合の処理

前項の引き落とし((11)②但書の場合の振込手数料の引き落としを除く。)ができなかった場合(支払指定口座の解約、差押など正当な理由による支払指定口座の支払停止等を含む。)は、当行は契約者に対し、振込資金等の引落不能の旨の通知は行いません。当該振込・振替依頼は取り消されたものとして取扱います。

(13) 入金指定口座への入金ができない場合の処理

振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、当行は契約者から取扱店に組戻依頼書の提出を受けたうえ、組戻手続きを行うものとします。この場合、当行所定の組戻手数料(消費税を含む。)をいただきます。なお、振替および当行本支店宛の振込取引において、入金指定口座へ入金ができない場合には、当行所定の方法により、当該振込振替依頼を取り消します。

(14) 取引内容の確認

①振込・振替サービスによる取引後は、契約者は、速やかに普通預金通帳、貯蓄預金通帳、通知預金通帳、自動つみたて定期預金通帳等への記入、または別途送付する当座勘定ご利用明細等により取引内容を照合してください。

万一取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合、直ちにその旨をお取扱店に連絡してください。

②取引内容、残高に相違がある場合において、契約者と当行との間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理します。

(15) 契約者が、申込書にて届け出た支払指定口座に通知預金を指定し、かつ据置期間内解約を可と

した場合、当行は通知預金規定にかかわらず、振込・振替サービスによる通知預金の据置期間内の解約を受け付けます。この場合、ご入金口座は、申込書で届け出た当行同一店内の同一名義の口座に限ります。本取扱により紛議が生じて、契約者が責任を負うものとし、当行は責任を負いません。

2. 免責事項

(1) 通信手段の障害等

当行の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延または不能となった場合、もしくは当行が送信者の電話番号を確認できないことを理由にサービスの依頼を受け付けられない場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、契約者は、振込・振替内容確認画面の確認コードを送信した後に回線等の障害により取扱いが中断した場合、障害回復後に取扱い内容を取扱店に確認してください。

(2) 端末の不正使用等

当行が振込・振替サービスの依頼を受け付けた際、送信された支払指定口座番号および通信暗証または振込振替暗証等と、申込書にて届け出た支払指定口座番号、「三井住友銀行のファームバンキングサービス申込書兼手数料引落依頼書」により当行に届け出た通信暗証または申込書の振込振替暗証等の一致を確認して取扱いをした場合は、当行は送信者を契約者とみなし、通信ソフト、端末、通信暗証または振込振替暗証等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) その他

災害・事変・裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由があった場合、または、当行以外の金融機関等の責に帰すべき事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. 届出事項の変更等

(1) 届出事項の変更

通信暗証または振込振替暗証・出金暗証・確認暗証、支払指定口座等届出事項内容に変更がある場合には、契約者は、当行所定の書面または方式により申込書の取引店宛直ちに届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 変更事項の届出がない場合の取扱い

前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または当行が送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

4. 解約等

(1) 解約方法

本契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。解約の通知は書

面によるものとします。

(2) 解約通知の発送

当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が受領拒否等の事由により契約者に到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(3) 支払指定口座の解約

支払指定口座が解約されたときは、その口座に関する本契約は解約されたものとみなします。

(4) サービス中止事由

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本契約の効力全部または一部を中止することができるものとします。

① 1年以上にわたり振込・振替サービスの利用がない場合。

② 契約者が当行との取引約定に違反した場合等当行がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合。

(5) サービス解約事由

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。

① 当行に支払うべき本サービスの手数料を 2 ヶ月連続して支払わなかったとき。

② 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき。契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があったとき。

③ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

5. 規定の準用

この規定に定めない事項については、三井住友銀行のファームバンキングサービス利用規定、振込規定、普通預金規定(総合口座取引規定を含む。)、貯蓄預金規定、通知預金規定、自動つみたて定期預金規定、当座勘定規定、銀行取引約定書、当座勘定借越約定書により取扱います。

6. 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して 1 年間とし、契約者または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

7. 規定の変更

- (1) 当行は本利用規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本利用規定の内容を変更できるものとし、変更後の本利用規定は公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1 週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更と同

意しない旨の通知を受領しない場合には、変更に同意があったものとみなします。また、変更に同意しない旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。

- (2) 本利用規定が店頭配備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新の本サービス、本利用規定の内容を反映していないことがあります。そのため、契約者は、本サービスの申込みおよび本サービスの利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新の本利用規定をご確認ください。

以上